## 韓国知的財産ニュース 2024年2月後期

(No. 504)

発行年月日: 2024年3月6日

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

https://www.jetro.go.jp/korea-ip

### ★★★目次★★★

このニュースは、2月16日から29日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- ▶ 1-1 【公布】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律 (法律第 20321 号)
- ▶ 1-2 【公布】特許法の一部改正法律(法律第 20322 号)
- ▶ 1-3 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令 (産業通商資源部令第546号)

## 関係機関の動き

- ▶ 2-1 「2024年 IP-C&D 戦略支援事業」に参加する中小企業を募集
- ▶ 2-2 韓国特許庁、2月19日から二次電池関連特許出願の優先審査を開始
- ▶ 2-3 韓国特許庁、国家 R&D 効率化に向けた特許ビッグデータ分析の報告書を公表
- ▶ 2-4 韓国特許庁、二次電池分野など支援に向け韓国エネルギー技術研究院 と懇談会を開き
- ▶ 2-5 韓国女性発明協会と共同で「2024生活発明コリア」のアイデアを募集
- > 2-6 韓国特許庁、二次電池分野の専門任期付き特許審査官 38 名を追加募集
- ▶ 2-7 特許分析結果を R&D 政策に活用する「国家戦略技術特許支援団」が発足され
- ▶ 2-8 韓国特許庁、青年向け政策を考える「第2回特許庁青年諮問委員会」 会議を開き
- ▶ 2-9 韓国特許庁、民間の特許調査・分析の活性化に向け「産業財産権診断機関」と懇談会を開き
- ▶ 2-10 国際知識財産研修院、新技術教育で国家先端戦略産業を支援する 2024 年 教育訓練計画を策定
- ▶ 2-11 政府新設機構の評価結果、特許庁技術警察の実績が評価され組織正規化
- ➤ 2-12 韓国特許庁、地域経済活性化に向けた「地域知識財産センター総括 ワークショップ」

## 模倣品関連および知的財産権紛争

- ▶ 3-1 アイデア奪取行為に対し是正命令及び2千万ウォン以下の罰金に処する 改正不正競争防止法が公布され
- ▶ 3-2 韓国特許庁、「2023年優秀紛争調停委員への表彰授与式」を開き
- ▶ 3-3 海外知識財産センター、「海外知財権総合支援室」を設け世界 40 か国で 知財権紛争に対応
- ▶ 3-4 韓国特許庁、オンライン上で流通される海外模倣品取締りに参加する 企業を募集

## デザイン (意匠)、商標動向

▶ 4-1 特許庁商標警察、ソウル開催の MLB 開幕戦を控えて模倣品流通組織の 取締活動強化へ

## <u>その他一般</u> **※**今号はありません。

## 法律、制度関連

1-1 【公布】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律(法律第 20321号)

電子官報 (2024.2.20.)

国務会議の議決された不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2024年2月20日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第 20321 号

## 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。 第2条第1号ル目中「データ(データ産業振興及び利用促進に関する基本法)」を「デー タ [「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」)に、「管理されており、秘密として 管理されていない技術上又は営業上の情報を指す。以下、同一)を」を「管理されている 技術上又は営業上の情報(第2号に基づく営業秘密を除く)を指す。以下、同一」を」に する。

第7条の2を次のように新設する。

- 第7条の2(資料閲覧の要求等)①第7条に基づく調査の両当事者又は代理人等大統領 令で定める者は特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に対し第7条に基づく調 査に関連する資料の閲覧又はコピーを求めることができる。この場合、特許庁長、市・ 道知事又は市長・郡守・区庁長は次の各号のいずれかに該当する資料を除いてはこれに 従わなければならない。
  - 1. 第2条第2号に基づく営業秘密
  - 2. その他、他の法律に基づく非公開資料
  - ②第 1 項に基づく閲覧又はコピーの手続き、方法及びその他必要な事項は大統領令で定める。

第8条第1項を第4項に改め、同条に第1項を次のように新設し、同条第2項中「特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長」を「特許庁長」に、「是正勧告を」を「是正勧告か是正命令を」に、「是正勧告の事実」を「是正勧告か是正命令の事実」にし、同条第3項中「第2項」を「第1項に基づく是正勧告か是正命令及び第2項」にし、同条第4項(従前の第1項)中「特許庁長、市・道知事又」そ「市・道知事」に、「できる」を「でき、違反行為をした者が是正勧告を履行しなかった場合には、違反行為の内容及び是正勧告の事実等を公表することができる」にし、同項に後段を次のように新設し、同条に第5項を次のように新設する。

①特許庁長は、第2条第1号(チ目とワ目を除く)の不正競争行為や第3条、第3条の2第1項又は第2項を違反した行為があったと認められれば、その違反行為をした者に対し30日以内の期間を定めて違反行為の中止、標示等の除去や修正、今後の再発防止、その他是正に必要な事項を勧告するか是正を命ずることができる。

この場合、是正勧告又は公表の手続き及び方法等に関しては第3項を準用する。

⑤市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、違反行為をした者が第4項に基づく是正勧告を履行しなかった場合には、特許庁長に対し第1項に基づく是正命令を下すよう求めることができる。

第9条中「是正勧告」を「是正勧告、是正命令」にする。

第9条の8を次のように新設する。

第9条の8(営業秘密毀損等の禁止)誰もが正当な権限なく又は許容された権限を越えて他人の営業秘密を毀損・滅失・変更してはならない。

第 14 条の 2 第 6 項中「3 倍」を「5 倍」にする。

第14条の4第1項第1号中「証拠に営業秘密が含まれていること」を「証拠又は第14条

の7に基づき送付された調査記録に営業秘密が含まれていること」にする。

第14条の7を次のように改める。

- 第14条の7(記録の送付等)①裁判所は次の各号のいずれかに該当する訴訟が提起された場合として必要だと認める際には、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に対し第7条に基づく不正競争行為等の調査記録(事件関係者、参考人又は鑑定人に対する審問調書及び速記録、その他裁判上証拠になる一切の物を含む)の送付を求めることができる。この場合、調査記録の送付を求められた特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は正当な理由がなければ、これに従わなければならない。
  - 1. 第4条に基づく不正競争行為等の禁止又は予防請求の訴
  - 2. 第5条に基づく損害賠償請求の訴
  - ②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項に基づき裁判所に調査記録を送付する場合、調査記録に関する当事者(以下、「調査記録当事者」とする)の氏名、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、その他裁判所が第5項に基づく告知をする際に必要な情報を一緒に提供しなければならない。
  - ③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項に基づき裁判所に調査記録 を送付した際には、調査記録当事者に対し裁判所からの要求により調査記録を送付し た事実及び送付した調査記録の目録を通知しなければならない。
  - ④調査記録当事者又はその代理人は、第 1 項に基づき送付された調査記録に営業秘密が含まれている場合には、裁判所に対し閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請することができる。この場合、裁判所は記録送付要求の目的の範囲内で閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定することができる。
  - ⑤裁判所は第 4 項に基づき調査記録当事者又はその代理人から第 1 項に基づき送付された調査記録に対する閲覧・コピーの申請を受けた場合には、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が第 2 項に基づき特定した調査記録当事者に対し相手側の当事者又はその代理人による閲覧・コピーの申請事実及び第 4 項に基づき閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請することができる旨を告知しなければならない。この場合、裁判所は調査記録当事者が閲覧範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる期間を定めることができる。
  - ⑥裁判所は第5項後段の期間には第1項に基づき送付された調査記録を他の者が閲覧・ コピーできるようにしてはならない。
  - ⑦第 5 項に基づく告知を受けた調査記録当事者が同項後段の期間に第 4 項に基づく申請をしない場合、裁判所は第 5 項の本文に基づく相手側の当事者又はその代理人による閲覧・コピーの申請を認容することができる。
  - ⑧第1項、第2項及び第4項から第7項までに基づく手続き、方法及びその他必要な 事項は最高裁判所の規則で定める。
- 第15条第1項中「第18条第3項」を「第18条第4項」にし、同条第2項中「第3条か

ら第6条まで及び第18条第3項と」を「第3条、第3条の2、第3条の3、第4条から 第7条まで、第7条の2、第8条、第18条第4項及び第20条と」にする。

第18条第3項から第5項までをそれぞれ第4項から第6項までにし、同条に第3項を次のように新設する。

③不正な利益を得たか営業秘密保有者に損害を与える目的で第9条の8を違反して他人の営業秘密を毀損・滅失・変更した者が10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金を科す。

第18条の5を次のように新設する。

第18条の5(没収)第18条第1項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当する行為を 造成した物件又はその行為により発生した物件は没収する。

第19条の本文中「第4項」を「第5項」に、「法人又は個人に対しても」を「法人に対しては該当の条文で定める罰金刑の3倍以下の罰金刑を、その個人に対しては」にする。 第19条の2を次のように新設する。

第 19 条の 2 (公訴時効に関する特例) 第 19 条に基づく行為者が第 18 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けた場合には、第 19 条に基づく法人に対する公訴時効は 10 年が経過すれば完成する。

第20条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第8条第1項に基づく是正命令を正当な事由なしに履行しなかった者

## 附 則

第1条(施行日)この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第14条の2第6項の改正規定は、この法律施行 以降発生する違反行為から適用される。

第3条(没収に関する適用例)第18条の5の改正規定は、この法律施行以降発生した犯罪行為から適用される。

第4条(公訴時効に関する経過措置)この法律施行の前に犯した罪に対しては第19条の 2の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

### 改正理由及び主要内容

不正競争行為等、調査の当事者が特許庁長等に対し、不正競争行為の確認等を目的にする調査に関連する資料の閲覧及びコピーを要求できる根拠を設け、不正競争行為をした者に対する特許庁長からの是正命令制度を導入し、誰もが正当な権限なく又は許容された権限を越えて他人の営業秘密を毀損・滅失・変更することを禁じ、アイデア奪取及び営業秘密の侵害行為が故意的であると認められる場合に賦課する懲罰的損害賠償額の限度

を損害額の3倍から5倍に引き上げ、営業秘密の侵害行為を造成した物件等に対する没収の根拠を設け、不正競争行為の犯罪や営業秘密侵害罪に関する法人の罰金刑の上限を行為者の3倍に引き上げ、営業秘密侵害罪に関する法人の公訴時効を10年に定める等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<法制処提供>

## 1-2 【公布】特許法の一部改正法律(法律第20322号)

電子官報 (2024.2.20.)

国務会議の議決された特許法の一部改正法律をここに公布する。 大統領 ユン・ソンニョル 2024年2月20日 国務総理 ハン・ドクス 国務委員兼産業通商資源部長官 アン・ドクグン

法律第 20322 号

## 特許法の一部改正法律

特許法の一部を次のように改正する。 第128条第8項中「3倍」を「5倍」に改める。

## 附 則

第1条(施行日)この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条(損害賠償責任に関する適用例)第128条第8項の改正規定は、この法律施行以降 発生する違反行為から適用される。

#### 改正理由及び主要内容

他人の特許権又は専用実施権を侵害した行為が故意的であると認められる場合に賦課 する懲罰的損害賠償額の限度を損害額の3倍から5倍に引き上げる。

<法制処提供>

## 1-3 【公布】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第 546 号)

電子官報 (2024.2.27.)

産業通商資源部令第 546 号 特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。 2024 年 2 月 27 日 産業通商資源部長官

### 特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関職制施行規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項の本文中「定員」を「定員(「行政機関の組織と定員に関する通則」第25条第 1項に基づく限時定員は除く。以下、同条では同一である)」にし、同条第2項中「1名(6級1名)」を「2名(6級2名)」にする。

第8章の題目「一時的組織」を「一時的組織及び一時的定員」にする。

第25条を次のように新設する。

第25条(一時的定員)商標審査の強化のため「行政機関の組織と定員に関する通則」第25条第1項に基づき2026年2月28日まで別表10に基づく一時的定員を特許庁に置く。

別表1中、総計「1,592」を「1,596」にし、一般職計「1,590」を「1,594」にし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・ 気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空 事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「785」を「787」に、行政主事・司 書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・ 医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「406」 を「408」にする。

別表2中、総計「1,592」を「1,596」にし、一般職計「1,590」を「1,594」にし、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「824」を「826」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「366」を「368」にする。

別表9イ目4)を削除する。

別表10を別紙のように新設する。

## 附 則

この規則は、2023年12月28日から施行する。

## [別表10]

## 特許庁公務員の一時的定員の表 (第25条関連)

第25条に関連する一時的定員(存続期限:2026年2月28日)

総計 7

一般職 計

7

行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産 主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・ 施設主事・電算主事又は放送通信主事

## 改正理由及び主要内容

特許庁に知的財産に関する価値評価体系の信頼性向上を図るために必要な人員 1名(5級 1名)、特許関連ビッグデータ分析事業を進めるために必要な人員 1名(5級 1名)及び特許権・意匠権・営業秘密等の侵害行為に対する捜査を強化するために必要な人員 2名(6級 2名)をそれぞれ増員し、商標審査を強化するために必要な人員 7名(6級 7名)を 2026年2月28日まで存続する一時的定員として増員し、特許庁産業財産保護協力局に評価対象組織として設置した1つの課をこれまでの評価結果に基づき評価対象から除外する内容に「特許庁とその所属機関職制」が改正(大統領令第34247号、2024年2月27日公布・施行)されたことにより、変更される事項を反映する目的である。

## 関係機関の動き

## 2-1 「2024年 IP-C&D 戦略支援事業」に参加する中小企業を募集

韓国特許庁 (2024.2.19.)

## 50 社を募集し知的財産基盤の革新製品開発に向けた戦略を支援

韓国特許庁は、中小企業が保有する知的財産を基に各企業のニーズに応じた事業化を支援する「2024 年知的財産基盤の革新製品開発 (IP-C&D) 戦略支援事業」に参加する企業を2月19日月曜日から3月5日火曜日まで募集すると発表した。

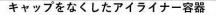
知的財産基盤の革新製品開発 (IP-C&D) 戦略支援事業は、内部と外部の知的財産 (IP) を結合 (Connect) して革新的な製品開発 (Development) 戦略を支援する特許庁の代表的な中小企業向け IP 事業化支援事業として、今年は計50社を募集する。

中小企業のニーズと事業化の段階別に合わせて「新製品企画」、「製品高度化」など知的 財産基盤の革新製品開発戦略に最大 9,000 万ウォンを支援し、結果に応じて試作品の標 品化と投資や販路に至るまで統合的な解決策を提案する。

昨年は同事業を通じて、株式会社クリーンエムテクが食器洗浄機分野の特許を活用した「非接触自動型ハンド清浄ドライヤー」を発売して製造原価 33%を削減、特許と意匠の出願、調達庁の革新製品認定などの成果を上げた。また、株式会社 IP プラスは「キャップをなくしたアイライナー容器」を開発して 10 億ウォンの投資を受けた。

## 非接触自動型ハンド清浄ドライヤー







特許庁の産業財産政策局長は「技術と産業が目まぐるしく進化している中、豊かな資源と環境にない中小企業が独自で研究開発を行うだけでは競争力を確保しにくい状況である」とし、「特許庁は IP-C&D 戦略支援を通じて中小企業の事業化支援を強化していく」と述

べた。

参加を希望する企業は、特許庁ウェブサイト(kipo.go.kr)※に掲載する事業公告を参考した上、韓国発明振興会ウェブサイト(kipa.org)にて参加申込できる。
※特許庁ウェブサイト>お知らせ>ニュース>告示公告

## 2-2 韓国特許庁、2月19日から二次電池関連特許出願の優先審査を開始

韓国特許庁 (2024.2.19.)

二次電池分野の審査処分期間を22.9月から2月に短縮する

韓国特許庁は、2月19日月曜日から二次電池分野の特許出願件を優先審査対象に指定して審査業務を行うと発表した。

特許庁は国家先端技術に関わる特許出願分野を優先審査対象として指定している。既存の半導体、ディスプレイ分野※に次ぎ、2月19日月曜日からは二次電池分野まで含め3つの分野を対象にする。

※半導体分野(2022 年 11 月 1 日)、ディスプレイ分野(2023 年 11 月 1 日)に対し優先審査を施行中

二次電池は EV をはじめ環境配慮型モビリティ産業のコア技術として特許権の先取り競争が激しくなっている。ここ 5 年間、二次電池分野の特許出願は年平均 11.9%急増しているが、これは全分野の特許出願の年平均増加率※※4 倍を上回る数値で、二次電池分野の研究開発が活発化していることがわかる。

※二次電池分野の特許出願件数: (2018年) 8,940件→ (2023年) 15,720件 [年平均増加率 11.9%]

※※全体の出願件数: (2018 年) 216, 224 件→ (2023 年) 246, 056 件 [年平均増加率 2.6%]

二次電池分野が優先審査対象に追加されることで 22.9 月(2022 年時点) かかる特許審査が 2 月に短縮されるとみられる。

世界的に技術覇権争いが激しくなっている中で、韓国企業が二次電池分野で迅速な権利確保を通じて技術の主導権確保や技術保護に拍車をかけることができると思われる。

具体的な対象は、二次電池の素材・部品・装置、製造または設計技術に直接関わる※出願である上、①二次電池関連の製品、装置などを韓国国内で生産したか生産準備中の企業か

らの出願、②二次電池技術に関わる国家研究開発事業の結果物に関する出願、③「国家先端戦略産業法」に基づく二次電池分野の特性化大学(大学院)からの出願の3つの要件のいずれかに該当する出願である。

※二次電池関連技術を別の分野に応用した[例:二次電池装置を搭載する車両など]出願は優先審査の対象に該当しない

優先審査を申請するためには優先審査申請書に優先審査申請説明書を添付して提出する 必要がある。具体的な内容および証明書類については特許庁ウェブサイト(kipo.go.kr) のお知らせ>告示公告に掲載される公告に解説している。

特許庁の特許審査企画局長は「目まぐるしく変化する技術覇権争いの時代に生き残るためには、権利確保の迅速化が求められる」とし、「特許庁は今回のような制度面の支援をバイオなど国家戦略産業にまで拡大していくなど、先端技術の権利確保の迅速化を支援することで技術革新や産業競争力の強化を図る」と述べた。

## 2-3 韓国特許庁、国家 R&D 効率化に向けた特許ビッグデータ分析の報告書を公表 韓国特許庁(2024.2.19.)

AI、量子技術、先端半導体など戦略産業に関わる特許ビッグデータを分析

韓国特許庁は、世界の約 5.8 億件の特許ビッグデータを分析して AI、量子技術、先端半導体など戦略産業※分野と EUV フォトレジスト、数値制御装置、人造黒鉛など経済安保※※分野の技術現況をまとめた「2023 年特許ビッグデータ基盤の産業革新戦略報告書」20種を公表すると発表した。

※人工知能(AI)、量子技術、炭素素材、先端半導体、二次電池、ディスプレイ、先端バイオ、抗体薬物複合体(ADC)、デジタルツイン、アーバン・エア・モビリティ(UAM)(以上 10 種)

※※EUV フォトレジスト、EUV マスクブランクス、ポーチ型二次電池、ホワイトバイオ、 災害安全、弾薬/手袋、数値制御装置、ファインメタルマスク、人造黒鉛、ダイオードチップ(以上 10 種)

特許庁は国家研究開発(R&D)の効率性を高めるため、毎年社会的に話題になるかコア産業として注目を受ける国内外の特許ビッグデータから分析した国別の技術競争力と未来有望技術の分析結果を韓国の民間機関および国家 R&D 機関に提供している。

とりわけ、今回は、産業通商資源部、行政安全部、国家新薬開発財団、韓国自動車研究院

などと協力して各機関で進める R&D に合わせて分析を行う分野を決めた。報告書には▲ 国別の技術水準と韓国の競争力、▲技術体系および技術別の重要度、▲国内外の主要企 業・研究所・大学の技術現況、▲主要国家・企業別の集中分野、▲未来有望技術などが含 まれている。

特許庁の産業財産政策局長は「AI、量子技術など新しいコア技術は効率的な R&D 政策を立てることが重要であるため、R&D の企画段階から技術情報の集約体である特許ビッグデータの分析結果を活用することが大事だ」とし、「今後も特許庁は知的財産業務の担当機関として技術覇権争いで主導権を握る 12 大の国家戦略技術の効率的な育成および支援に向けて取り組むなど、国家競争力強化に向けて最善を尽くす」と述べた。

産業革新戦略報告書は、韓国特許戦略開発院の特許ビッグデータセンターウェブサイト (https://biz.kista.re.kr/pbcenter) の「分析報告書」またはオンライン申請により電子メールで閲覧できる。

2-4 韓国特許庁、二次電池分野など支援に向け韓国エネルギー技術研究院と懇談会を開き

韓国特許庁 (2024.2.20.)

二次電池分野の優先審査実施などエネルギー分野の支援政策を紹介

韓国特許庁 2月 20 日火曜日、産業現場の生の声を聴く活動の一環としてエネルギー分野の専門研究機関である韓国エネルギー技術研究院(大田市所在)を訪問し懇談会を開くと発表した。

懇談会は、国政課題※として進めている二次電池分野の突出した技術力の確保に向けた研究・開発の方向について意見を交換し、研究現場の知的財産に関わる主要懸案および建議事項をヒアリングする趣旨である。

※関連国政課題:24. 半導体・人工知能 (AI) ・蓄電池など未来戦略産業の超格差確保

懇談会で特許庁は二次電池分野の優先審査実施、二次電池分野担当の特許審査官採用など新しい政策を紹介し、廃棄蓄電池のリサイクルに関連する特許分析の結果を共有する。

特許庁の化学生命審査局長は「今回の懇談会は、エネルギー技術分野の最新技術動向や知 財権の懸案について理解を深めるきっかけになると思う」とし、「今後も国家コア戦略技 術に関する研究・開発の現場とコミュニケーションを重ねていきたい」と述べた。

## 2-5 韓国女性発明協会と共同で「2024生活発明コリア」のアイデアを募集

韓国特許庁(2024.2.21.)

生活の中の発明・アイデアを持つ韓国女性なら誰でも参加できる!

韓国特許庁と韓国女性発明協会は、日常生活の中の発明のビジネス化を支援する「2024生活発明コリア」の参加者を2月21日水曜日から4月15日月曜日まで募集すると発表した。

「生活発明コリア」は、日常生活の中の不便を解消できるような画期的なアイデアを発掘 し、知的財産権の出願、試作品の製作、事業化のコンサルティングなど、アイデアの発展 ステップに沿って密着支援を行う事業である。

生活発明コリアにここ 10 年間応募されたアイデアは 17,568 件と、このうち 384 件に対し支援プログラムを提供して 149 件は起業や商品発売に成功した。



<生活発明コリアの事業化事例>

生活発明コリアにはアイデアを持つ韓国国籍の女性であれば誰でも応募できる。アイデアはウェブサイト (www.womanidea.net) にて件数に制限なく申込できる。出願したことのないアイデア (部門 1) と知的財産権として出願したが製品として開発していないアイデア (部門 2) に分けて募集している。



<2024 生活発明コリアのプロセス>

支援プロセスの終了後には最終審査を経て大統領賞、国会議長賞、長官賞や発明奨励金 (計1,300 万ウォン)が授与される。



<2023 生活発明コリアの代表受賞作>

特許庁の産業財産保護協力局長は「ここ 10 年間、生活発明コリアは女性に発明を通じた新しい可能性やチャンスを示してきた」とし、「今後も知的財産を基盤に多くの女性が経済活動の主体として成長していけるよう支えていく」と述べた。

一方、大会の詳細については韓国女性発明協会(電話02-538-2710)に問い合わせできる。

## 2-6 韓国特許庁、二次電池分野の専門任期付き特許審査官 38 名を追加募集 韓国特許庁(2024. 2. 21.)

## 半導体分野に次ぎ豊富な経験を持つ専門人材を採用

韓国特許庁は、国家先端戦略産業の競争力強化の一環として昨年、半導体分野の審査官 67 名に次ぎ「二次電池分野専門の任期制特許審査官」38 名を追加で採用すると発表した。

二次電池は半導体とともに韓国の 2 大安保・戦略資産として韓国企業のコア技術保護に向け特許出願件数が急増※しているが、人手不足により審査処理が遅れるケースが多い。 ※二次電池分野の特許出願件数: (2018 年) 8,940 件→ (2023 年) 15,720 件 [年平均増加率 11.9%]

これを受けて特許庁は、昨年下半期から二次電池分野の審査官増員に向けて関係部署と協議を行い、11月には行政安全部と38名増員を、今年2月には企画財政部と予算協議を行い、今回の採用に着手したとしている。

※2024 年 2 月 19 日から二次電池分野を優先審査対象に追加して審査処理期間を短縮する

二次電池分野の技術専門性と豊富な業務経験を持つ民間の人材を特許審査官として採用することで、韓国企業に迅速かつ正確な特許審査結果を提供する一方、最近増加傾向にあるコア技術の海外流出を事前に防ぐ効果も期待される。

今回採用される特許審査官は、韓国で技術専門性を持つ5級国家公務員に当たる階級(専門任期制)として一般公務員とは違って定年がなく※、民間での経歴が認められるため、新規採用される一般職5級公務員より報酬が高い。

※最初契約締結後、年齢の制限なく定員・予算の状況によって最大 10 年まで延長ができ、 任期満了(10年)後にも任期制公務員の採用試験に再応募できる

採用人数は計 38 名で、7 つの分野▲セル構造設計および組立工程、▲蓄電池用パッケージングおよび周辺機器、▲バッテリーマネジメントシステム (BMS)、エネルギー貯蔵システム (ESS) および廃棄電池、▲電極構造および生産、▲電極素材および無機材料、▲電解質および有機化合物、▲分離膜および高分子材料などに分けて採用する。

応募要件は上記分野に関連する学位や経歴を保有していることで、担当職務と直接関わりがある経歴は優遇する。応募期間は3月4日月曜日から15日金曜日までで、書類・面接選考を経て5月に最終選考結果を発表する。

特許庁長職務代理は「今回の採用により、二次電池分野の特許審査の迅速化を図り、専門人材の海外転職によりコア技術が流出されることを防ぐことで、韓国企業の突出した技術力確保に貢献できると思う」とし、「豊富な経験で即戦力になれる人材が公務員としてセカンドキャリアの道を開いていけるよう全力でサポートしてほしい」と述べた。

特許庁は二次電池業界や専門人材に対し人材採用の PR 効果を高めるために 3 月 6 日水曜日、「インターバッテリー2024」のイベント会場で採用説明会を開く予定である。採用要件の詳細については特許庁ウェブサイト (kipo. go. kr) や人事革新処ナライルター (go.jobs. go. kr)、特許庁運営支援課(電話: 042-481-5111) に問い合わせできる。

## 2-7 特許分析結果を R&D 政策に活用する「国家戦略技術特許支援団」が発足され 韓国特許庁(2024.2.21.)

### 12 大の国家戦略技術別に専担特許分析官や分析委員を配置

韓国特許庁は2月21日水曜日、韓国特許戦略開発院(大田市所在)にて「国家戦略技術 特許支援団(以下、「支援団」)」の発足式を開く。

韓国政府は世界の技術覇権争いで主導権を握るために、経済・外交・安保的価値を踏まえ、 12 大国家戦略技術※を選び、体系的な育成支援に向けて「国家戦略技術育成に関する特別法」を昨年9月に施行した。

※半導体・ディスプレイ、二次電池、先端モビリティ、次世代原子力、先端バイオ、宇宙 航空・海洋など

支援団は、特許基盤国家戦略技術の育成を支援する趣旨で、技術分野別に博士、弁理士レベルの技術や特許専門性を持つ特許専担官と分析委員で構成されている。

支援団は12大国家戦略技術に関わる特許ビッグデータを分析した結果を、研究開発(R&D) 関係部署や専門機関がR&D政策の基礎資料として活用できるよう提供していく。

特許庁長職務代理は「最近、国の経済安全保障を強化するために技術覇権をめぐる各国の 争いが激しさを増している」とし、「特許庁は国家戦略技術特許支援団を設けることで国 家競争力強化に大きく貢献していく」と述べた。

# 2-8 韓国特許庁、青年向け政策を考える「第2回特許庁青年諮問委員会」会議を開き 韓国特許庁(2024.2.22.)

## 2024年度青年向け政策について青年委員と意見交換

韓国特許庁は2月22日木曜日、韓国知識財産センター (ソウル市江南区所在) にて「第 2回特許庁青年諮問委員会 (以下、「委員会」)」の会議を開いたと発表した。

委員会は特許庁の主要政策を青年世代の観点から考えて検討・諮問し、新しい政策のアイデアを集める趣旨で昨年10月発足された。現在、学界・産業界・法曹界などさまざまな分野で活躍する若い世代を中心に15人の委員が参加している。

今回の会議で特許庁は、青年世代向けの政策目標として「知的財産基盤の青年起業活性化」と「産業界のニーズに応じた知的財産青年人材の育成」を打ち出し、実面に向けたさまざまな政策を発表した。とりわけ、起業を計画している青年向けの事業化支援と知的財産重点大学の拡大による地域別の科学技術 - 知的財産の融合人材育成を主な推進課題として紹介した。

発表後には、充実した青年向け政策の推進のため、委員からの要望や政策提案などについて話し合った。また、青年世代の就職活動や起業をサポートする政策があるにもかかわらず、情報が届かなくて十分活用されていないとの指摘があり、有効的な広報の手法についても意見を共有した。

特許庁の企画調整官は「特許庁は青年世代の参加を掲げる政府の国政運営方針に積極的に対応していく」とし、「今後も委員と意見交換を重ね政策を見直し、若い世代が共感できるような政策の成果を生み出せるよう努力していく」と述べた。

2-9 韓国特許庁、民間の特許調査・分析の活性化に向け「産業財産権診断機関」と懇談会を開き

韓国特許庁 (2024.2.26.)

産業財産権診断機関から意見や要望を聴き、改善策について話し合う

韓国特許庁は2月26日月曜日、韓国知識財産センター(ソウル市江南区所在)にて積極的な行政活動の一環として産業財産権診断機関(以下、「診断機関」)と懇談会を開くと発表した。

#### 【産業財産権診断機関】

産業財産権に関する総合的な調査・分析を行い、研究開発や事業化の方向・戦略などを示す法定機関(現在 269 か所)で、中小企業が研究開発を目的に診断機関から特許に関わる調査・分析を受けると、その費用の一部が税額控除※※される。

※発明振興法第36条(産業財産権診断機関の指定など)

※※租税特例制限法施行令の別表 6 ト目 (産業財産権診断機関による特許調査・分析 にかかる費用

懇談会は民間分野の特許調査・分析(IP-R&D)の活性化を図るために、診断機関から意見をヒアリングし、制度の改善方向を模索する目的である。懇談会には昨年、最優秀の診断機関に選ばれたジュンソン特許法律事務所と特許法人ボン、優秀の診断機関に選ばれた

特許法人タウルと株式会社イルームリーオン戦略コンサルティングなど、診断機関の関係者が参加する。

懇談会で特許庁は、診断機関からの要望を聴き、「産業財産情報活用促進法」の制定による変更事項、診断機関指定手続きの簡素化、税額控除の拡大方策、診断機関の力量強化方策などを話し合う。

※「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」(2024年8月7日施行)

特許庁は前回の懇談会や現場訪問なでを通じて集めた意見に対応する措置として、診断機関の活用拡大に向けた「診断機関制度ガイドライン」の作成・配布、力量強化に向け各診断機関のニーズに応じた教育実施、対外認識向上に向けた優秀診断機関の選定および認定標示用のプレート看板などを支援する。

特許庁の産業財産政策局長は「民間分野で特許調査・分析のエコシステムを定着させるために、診断機関の意見に耳を傾ける」とし、「懇談会でヒアリングした意見や要望などを政策に反映できるよう最善を尽くす」と述べた。

2-10 国際知識財産研修院、新技術教育で国家先端戦略産業を支援する 2024 年教育訓練計画を策定

韓国特許庁 (2024.2.26.)

需要者のニーズに応じた教育カリキュラムの開発・実施により融合人材を育成

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、未来社会が求めるクリエイティブな融合人材を育成するために、教育カリキュラムを審査・審判官をはじめ需要者のニーズに応じた内容に改善していくと述べた。

研修院は今年、326 回の集合教育と 206 のデジタル教育を行い、①職員の力量および専門性強化、②公共・民間分野のニーズに応じたカリキュラムの実施、③ユーザーフレンドリーなデジタル教育環境づくり、④世界知的財産保護に向けた教育協力の拡大に焦点を当てて進めていく方針だ。

【特許庁:二次電池分野の新規審査官向けコースなどを実施し、国家先端戦略産業の高い 競争力を維持】

主要国の技術覇権争いや知的財産権の先取り競争を受けて、審査、審判、政策など知的財

産の全般において職員の専門性を高めるための教育コースを運営する。

国家先端戦略産業分野の強い競争力や権利化を支援するために、半導体、ディスプレイ、 二次電池、バイオ分野に関する新技術コースを新設し、二次電池分野※の民間専門人材の 採用時期(2024年6月)に合わせて新規審査官向けコースを実施する。

※計 7 つの分野(①セル構造設計および組立工程、②蓄電池用パッケージング・周辺機器、③BMS、ESS・廃棄電池、④電極構造・生産、⑤電極素材・無機材料、⑥電解質・有機化合物、⑦分離膜・高分子材料)

また、コロナ禍で拡大したテレワークにより低下した職員同士のつながりを活性化する ために対面教育を増やしていく。

【公共・民間分野:技術奪取など社会問題へ対応するために実務者向け教育コースを改善】

技術奪取、営業秘密の漏洩など最近注目されている社会問題に対応できるよう知的財産 実務者向け教育コースを見直し、全国的に実施されている知的財産関連サービスが円滑 に機能できるよう、自治体、捜査・取締り機関、国防部などを対象に知的財産に関する法 律、制度、実務教育を強化するなど、部署・機関間で緊密に連携する教育を行っていく。

【デジタル教育:知的財産学のオンライン受講の環境改善および人工知能など新規コンテンツの提供】

いつでも誰もが知的財産を学習できるようデジタル基盤の教育を強化する。

知的財産学のオンライン受講の環境を改善し、受講者同士で授業の情報や就職状況を共有できるようネット掲示板を設け、円滑な受講環境に向けた機能改善を進める計画だ。 ※管理者ページの個人情報へのアクセス権限、教授のアクセス履歴閲覧機能など改善、相対評価基準の変更によるルールやシステム改善など

さらに、最近の法律・制度・事例を反映して従前のコンテンツをアップデートし、人工知能、メタバースなど最新の技術発展の動向を踏まえた新しいコンテンツを制作・普及し、 韓国 IT 大手ネイバーや大田広域市などと協力して小規模事業者などこれまで知的財産教育を十分に受けられる環境にいない教育需要者に対する教育を強化していく。

【国際教育:中小企業向け教育コースの強化および国際協力強化により友好な国際環境づくり】

韓国企業の知的財産権保護強化に向けて海外へ輸出する中小企業を対象に教育コースを 強化し、警察大学、司法研修院などと業務協約を進め、開発途上国の関係機関が知的財産 に関わる職務能力を高めることができるよう外国人向け教育を拡大する方針だ。

ほかにも、開発途上国のニーズに応じたコンテンツを開発・提供し、韓国・日本・中国との国際教育協力を高め、韓国に友好な国際環境づくりを積極的に支援していく。

特許庁の国際知識財産研修院長は「米中覇権争いにより各国が最先端技術の移転を制限するなど技術保護の壁が高まっているため、知的財産権保護の重要性が増している」とし、「研修院は知的財産人材が国家技術競争力の原動力になれるよう、現場との意思疎通を重ねて引き続き積極的な行政活動を進め、需要者のニーズに応じた教育カリキュラムを開発・実施できるよう努力していく」と述べた。

2024 年度知的財産教育訓練計画の詳細については、国際知識財産研修院ウェブサイト (iipti.kipo.go.kr) ※にて確認できる。

※国際知識財産研修院>顧客センター>資料室>年間教育訓練計画

## 2-11 政府新設機構の評価結果、特許庁技術警察の実績が評価され組織正規化へ

韓国特許庁(2024.2.27.)

半導体など国家コア技術の海外流出防止に貢献した成果が認められ

韓国特許庁は27日、行政安全部が新設機構を対象に行った評価の結果、技術デザイン特別司法警察課(2021年7月新設、以下「技術警察」)が正規職制化(以下、「正規化」、2024年2月27日)になったと発表した。

技術奪取・侵害を根絶し、半導体、蓄電池など国家重要技術の海外流出を防ぐために新設された技術警察は特許庁とその所属機関職制(大統領令)の改正(2月27日、公布・施行)により正規化となった。

中央行政機関職制改正による新設機構(室、局、課など)は、通常3年単位で行政安全部から評価を受けて存続の有無(正規化、廃止、評価期間の延長)が決まるが、今回の評価結果、技術警察は優秀な成果が評価され、組織が正規化となった。

今回の正規化は、最近の技術奪取・侵害犯罪の増加傾向、産業スパイによる海外への技術 流出の深刻化など、国家経済・技術安保の観点から国レベルの技術犯罪への対応体系の強 化および防諜機関間の協力体制を固める趣旨で行われた。

【技術流出を遮断して数千億ウォンの経済損失を防止…累積約1,800人を摘発】

技術警察は、国家情報院・検察・警察・関税庁など関係機関と協力して国家コア技術、先端技術などの海外流出を事前に遮断し、数千億ウォンの経済損失を防いだ。国家技術安保に貢献した成果が評価され 2023 年 12 月には大統領表彰を受賞した。また、国家情報院、法務部、関税庁、警察庁、海洋警察庁、国軍防諜司令部に次ぎ 7 番目の防諜機関として特許庁が選ばれる(2023 年 12 月)成果を上げた。

技術警察は大田地方検察庁と協力して意匠権に関わる犯罪としては初めて SNS インフルエンサーである企業代表を逮捕 (2023年9月) し、犯罪による収益の全額 (24.9億ウォン)を国庫に帰属した。また、意匠権犯罪の新しい手法について産業財産権分野では初めて国際刑事警察機構 (ICPO) から 196 か国の加盟国を対象に紫手配書※の発行 (2023年12月)を受けた。また、文化体育観光部と共に意匠権犯罪の根絶および真正品購買への認識向上に向けた公正な消費者 (フェアシューマー、FAIR+conSUMER) のキャンペーンも展開 (2023年10月~12月) した。

※紫手配書(国際特殊手口手配書): ICPO が発行する 8 種類の手配書のひとつで、犯罪 手法、犯罪過程、物体、道具、隠れ場所に関する情報を ICPO の加盟国に提供

こうした取り組みで技術警察が初めて捜査を開始 (2019年3月) した 2019年には 200人程度であった刑事事件の立件数は 2.6倍増え、2023年には 522人となり、累計 1,855人に達する。

【捜査協力支援体制づくり・捜査範囲の拡大により技術犯罪の捜査能力の向上が期待され】

また、韓国知識財産保護院に知的財産権侵害の通報や相談を担当する「知的財産侵害ワンストップ申告相談センター」をオープン(2022 年 7 月)し、技術警察による意匠権侵害の取締り支援やデジタルフォレンジック、商標警察による模倣品取締りへの支援などを担当する「詩的財産犯罪の捜査支援センター」をオープン(2023 年 6 月)するなど、捜査協力支援体制も設けた。

今年1月からは司法警察職務法改正により、技術警察の捜査範囲を特許権・意匠権・営業 秘密侵害から実用新案権の侵害、データ保護措置の無力化行為、営業秘密侵害の全般(予備・陰謀、未遂など)にまで拡大し、今後も技術奪取・侵害・海外流出犯罪に対する捜査 の抜け穴を解消していく。

特許庁の産業財産保護協力局長は「世界で技術覇権争いが激化している中、韓国企業や国 民が誠心誠意に研究してきた技術、知的財産権の保護がますます重要になっていく」とし、 「今後も特許庁は技術警察の専門性をさらに強化し、人材増員、専門教育の拡大、インフ ラの改善などを図り、捜査能力をさらに高めていく」と述べた。

2-12 韓国特許庁、地域経済活性化に向けた「地域知識財産センター総括ワークショップ」

韓国特許庁 (2024.2.28.)

全国の地域知識財産センターと現場の声と成果を共有する

韓国特許庁は2月28日水曜日、グランドプラザ清州ホテル(忠清北道清州市所在)にて「地域知識財産センター総括ワークショップ」を開き、前年度の優秀センターへの授賞、現場との意見交換の場を設けると発表した。

地域知識財産センターは予備起業家や中小企業などを対象に知的財産に関する相談や国内外での出願、特許技術の動向分析、知的財産権の獲得戦略などの支援事業を行う地域ごとの知財権専門機関である。現在、全国に 28 か所の知識財産センターを設置・運営 (2024年2月時点) しており、効率的な事業運営や優秀な事業成果を生み出す趣旨で特許庁が毎年全国のセンターを対象に成果評価を行っている。

今年は成果評価で最高点を獲得した忠北知識財産センターが「非常に優秀」なセンターとして選ばれ、産業通商資源部長官賞を受賞する。忠北知識財産センターは、地域特化産業の活性化を図るための目標や有効な戦略、主要課題を定め、それに合わせて企業の特許出願や知財権ポートフォリオの構築などのプロセスをきめ細かく支援したことで、企業の売上高上昇や雇用創出などに大きく貢献した点が高く評価された。

江原知識財産センターと京畿南部(水原)知識財産センターは「優秀」センターとして選ばれ特許庁長賞を受賞する。

当日は優秀センターへの授賞のほかにも、前年度の優秀事例の発表やセンター運営に関する悩みや相談をヒアリングする懇談会、組織風土改革の一環としてセクシュアルハラスメントの根絶宣言式が行われる。

特許庁長職務代理は「1978 年地方特許資料閲覧所の開所からスタートした地域知識財産 センターは、現在は中小企業が保有する知的財産の競争力向上や地域間の格差解消に大 きく貢献している」とし、「特許庁は地域知識財産センターがその名前にふさわしく機能 を果たせる知財専門機関に成長できるよう支援していく」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 アイデア奪取行為に対し是正命令及び 2 千万ウォン以下の罰金に処する改正不 正競争防止法が公布され

韓国特許庁(2024.2.20.)

特許庁の1,200人の技術専門家がアイデア奪取に積極的に対応

### #アイデア・技術奪取など不正競争行為に対する是正命令及び罰金賦課の制度を導入

(改正前の事例) ア氏は A 企業と事業提案などの交渉でアイデアについて具体的な内容を提供したが、交渉が成立されなかった。しかし、その後、ア氏は自分が提案した内容とほぼ同じ内容を A 社が事業に無断で活用していることがわかった。ア氏はアイデア奪取に対し被害救済を求めたが、相談できる技術専門家がいなく、民事訴訟を起こすにしても証拠を提示できず訴訟費用だけ負担になるのではないか心配になってきた。

今年 8 月から事業提案、入札、公募など技術取引過程でアイデア奪取の被害を受けた場合、特許庁が直接是正命令を下し、不履行の際には最大 2,000 万ウォンの罰金に処することができる。

また、被害を受けた企業は技術専門性を持つ特許庁からの是正命令の結果を損害賠償請求訴訟で証拠として簡単に活用することができる。

韓国特許庁、▲アイデア奪取、▲有名人の氏名、▲肖像などパブリシティ権の侵害・商品 形態模倣などの不正競争行為に対し特許庁が是正命令を下し、是正命令に従わなかった 場合には 2,000 万ウォン以下の罰金に処する「不正競争防止及び営業秘密保護に関する 法律(以下、「不正競争防止法」)が 20 日公布されたと発表した。

【不正競争行為に対し是正命令および罰金を科すことで行政救済の実効性を確保】

特許庁は、従前にも不正競争行為などに対し行政調査を行い、違反行為が認められた場合 には是正勧告を下すことができた。しかし、是正勧告は法的拘束力がないため、不正競争 行為が止まらない状況を防ぐには限界があるとの指摘があった。

実際にアイデア奪取など不正競争行為の行政調査をまとめた資料(特許庁)によると、これまで処理した事件※のうち、自己是正で解決できず、是正勧告が下された事件が計 15件だが、その3分の1(5件)は是正勧告を履行していないことがわかった。

※ (2017年~2023年) 受付した事件計 734件のうち、588件を処理

アイデア奪取などの不正競争行為の根絶を求める中小企業・スタートアップなどは約1,200 人の技術専門家※を保有する特許庁が公正な技術審判者として役割を果たすためにも技術奪取に対応する必要があると指摘してきた。

※約1,200人の審査・審判人員のうち、約500人が理系修士・博士、弁理士、弁護士

今回の改正は、こうした問題を解消し、相次ぐ技術奪取行為に迅速に対応できるよう是正命令および罰金賦課などを通じて、行政救済の実効性を確保するための措置である。特許庁からの是正命令を履行しなかった場合、違反者は最大 2,000 万ウォン以下の罰金に処される。

【特許庁の調査結果を証拠として活用、民事訴訟で有利な地位が確保できる】

また、今回の改正は、是正命令・罰金賦課制度を導入しただけではなく、特許庁が行った調査結果をより円滑に民事訴訟の証拠として活用できるよう改善したことに意義がある。

改正法によると、裁判所からの要請があった際には、調査記録一切を裁判所に証拠として 提供する手続きが設けられ、当事者は特許庁の行政調査記録を閲覧することも可能であ る。これは、行政調査の結果を民事訴訟で活用できず証拠の確保が困難であったこれまで の問題を大きく解消できるとみられる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「新しく導入される是正命令の不履行時の罰金は最大 2,000 万ウォンであり、被害企業は損害賠償請求訴訟で特許庁の是正命令結果を有力な証拠として活用できるため行政調査の結果が持つ効果は非常に大きくなると思われる」とし、「今後も特許庁は不正競争防止法の担当機関として革新的なアイデア・製品・有名人の肖像・氏名などの不正使用により利益を得る行為を防ぎ、健全な取引秩序を維持できるよう取り組んでいく」と述べた。

特許権侵害、営業秘密侵害およびアイデア奪取など不正競争行為による被害を受けた場合は、特許庁の「知的財産侵害のワンストップ申告相談センター(www.ippolice.go.kr,

1666-6464)」を通じて不正競争調査チームによる行政調査、技術・商標警察の捜査を申請できる。

## 3-2 韓国特許庁、「2023年優秀紛争調停委員への表彰授与式」を開き

韓国特許庁(2024.2.22.)

商標・意匠、特許・実用新案、法律の3つ分野に分けて優秀な調停委員を選定

## # (ク・ギワン弁理士:商標・意匠分野) 『スタートアップと中堅企業との紛争、3 回 にわたる長い調停を経て 4 か月で合意に至り』

スタートアップと中堅企業間の意匠権をめぐる紛争を 3 回にわたる調停を経て合意に 導き出した。当事者間で意見の違いが深く複雑であったため調停が難しかったにも、権 利範囲の分析などを基に積極的に調停案を提示したことで、4 か月で合意に至った。

## #(キム・ヒョソン弁理士:特許分野)『専門的かつ技術的に争点を分析して捜査の迅速化を支援』

「警察ー調停の試行連携※」制度を通じて受け付けた特許侵害事件を担当、紛争調停を行った。当事者が調停会議に出席せず調停が不成立になったが、受け付けた事件の技術的争点を洗い出し、検討した内容を警察に提供したことで捜査の迅速化を支援した。 ※「反意思不罰罪(当事者間の合意で告訴を取り下げた場合、捜査を終結する)」が適用される特許権・意匠権に関する事件に対し、紛争調停制度を連携して事件解決の迅速化を図る趣旨で施行される制度

# #(ジョン・ヘチョン弁護士:法律分野)『職務発明紛争、提訴なし5億ウォンの補償金でWin-Win』

中堅企業と元社員間で起こった特許権12件をめぐる職務発明紛争を調停で迅速に解決した。補償金規模をめぐり両側の考えに差が大きかったが、売上高・貢献度など諸事項を総合的に考慮、5億ウォンの補償金を提示してWin-Winできる結果を導いた。

韓国特許庁は2月22日木曜日、特許庁ソウル事務所(ソウル市江南区)にて「2023年優秀紛争調停委員への表彰授与式」を開き、迅速かつ効率的な紛争解決に寄与した紛争調停委員3人に対し特許庁長表彰を授与したと発表した。

今回の授賞式は、技術的・法律的な専門性を基に当事者間の紛争合意を成功裏に導いた調 停委員の労をねぎらう場である。 今年の受賞者は、ク・ギワン弁理士(特許法人ムハン、商標・意匠分野)、キム・ヒョソン弁理士(ヒョソン国際特許法律事務所、特許分野)、ジョン・ヘチョン弁護士(法務法人ヒョン、法律分野)の3人で、ここ3年間の紛争調停の実績、紛争調停制度への貢献度、業務の難易度などを評価して選定した。

ク・ギワン弁理士はスタートアップと中堅企業間の意匠紛争を 3 回にわたる調停会議を経て4か月で合意を導き、キム・ヒョソン弁理士は警察の捜査段階で調停不成立になった事件について技術的争点をきめ細かく検討して迅速な捜査終結に貢献、ジョン・ヘチョン弁護士は職務発明事件で提訴なしで補償金 5 億ウォンという合意を導くなど、産業財産権紛争調停制度の発展に大きく貢献している。

こうした成果により、昨年、産業財産権紛争調停委員会は事件の受付から処理まで平均 66 日がかかるなど、訴訟に比べて 6~8 倍迅速に事件を処理※しており、一般的な調停制度 に比べて 20%ポイント以上高い成立率を達成※※した。個人・中小企業の申請件数は全体 の 84%に達するなど、社会的弱者にとって迅速かつ効率的な紛争解決の手段として積極的 に活用されている。

※第一審の平均処理期間:特許 554 日、商標 393 日 (2021年、法院行政処)

※※民事調停の成立率:30.7%(2022年、司法年鑑)

特許庁長職務代理は「昨年は産業財産権紛争調停の申請件数が 159 件と、過去最多となるなど大きく活用されている」とし、「このような成果は、複雑な事件に対しても合意に至る方法を一生懸命工夫してくれる調停委員のおかげである」と感謝の言葉を伝えた。

また、「今後も特許庁は調停委員と意思疎通を重ね、紛争調停制度の発展に取り組んでいく」と述べた。

特許・商標・意匠・実用新案権および営業秘密の侵害や不正競争行為により困難を抱えている企業・個人は、韓国知識財産保護院の産業財産権紛争調停委員会事務局ウェブサイト (www. koipa. re. kr/adr) から申請書をダウンロードできる。申請書の書き方についての質問は事務局(電話番号 1670-9779) で受け付けている。

3-3 海外知識財産センター、「海外知財権総合支援室」を設け世界 40 か国で知財権 紛争に対応

韓国特許庁 (2024.2.26.)

支援国を11か国から40か国に大幅拡大し、法律サービス支援事業を開始

韓国特許庁の海外知的財産センターは、今年から世界 40 か国で特許紛争・商標権の侵害 を受けた韓国企業向け対応支援を行う。

特許庁は26日、①海外知財権総合支援室(韓国知識財産保護院内に設置)および、②海外知識財産センタ(海外IPセンター)の規模(11か国→40か国)を拡大し、海外に輸出する韓国企業が抱える知的財産をめぐる困難を解消するための相談や法律サービスの支援を強化すると発表した。

【①海外進出および進出予定の企業向け知財権に関わる悩みや問題を解消する海外知財権総合支援室を新設】

これまで海外に進出している韓国企業は知財権に関わる問題が生じた際に、現地にある 海外知識財産センターから相談や法律サービスの支援を受けてきたが、海外知識財産セ ンターが設置されていない国にある企業や現地進出を予定している企業の場合は、現地 で知財権問題を解決することが難しいのが現状であった。

これを受けて特許庁は、韓国知識財産保護院内に海外知財権総合支援室を新設して海外のみならず、国内でも海外で起こる知財権問題を相談できる窓口を開設した。海外に進出しているか進出予定の中小・中堅企業が海外で知財権に関わる困難を抱えている場合は、電話(1600-9099)や電子メール(ipcenter\_help@koipa.re.kr)で相談できる。海外知財権総合支援室が受け付ける知財権の相談は、タイプによって分けて担当チームが指定され、必要な場合は、海外知識財産センターおよび韓国知識財産保護院が運営する事業(特許・K(韓国)ーブランドの紛争対応戦略支援)に連携して企業を支援する予定である。

また、輸出企業を支援する各機関とも協力して海外知財権の相談が解消できるようサポートしていく。KOTRA や韓国貿易協会など輸出企業の支援機関が韓国企業の輸出を支援する過程で、知財権に関わる問題が生じたことを把握した場合には、その内容を海外知財権総合支援室に伝え、迅速な解決を図る。

【②海外知識財産センターの支援国を 40 か国へ拡大…2 月末には法律サービスの支援を 開始】

海外知識財産センター※が提供する海外現地の知財権関連相談や法律サービスの支援も強化する。今年から海外知識財産センターはさらに多くの国にある韓国企業への迅速な支援のために、一か所のセンターが周辺国を包括して支援する広域型に変わり、弁護士・弁理士など専門人材をセンターに配置して中小・中堅企業の支援を強化していく。これに

より、40 か国に進出する韓国企業がセンターの専門人材や現地の法律事務所による相談や法律サービスを受けることができる。

※海外知識財産センター(IP-DESK)の所在地(10か所): アメリカ(LA、ワシントン)、中国(北京、広州)、日本(東京)、ヨーロッパ(フランクフルト)、ベトナム(ホーチミン)、タイ(バンコク)、インド(ニューデリー)、メキシコ(メキシコシティ)

2月末からは輸出企業の国際出願や紛争対応に向けて法律意見書・被侵害調査などにかかる費用を支援する法律サービスの支援事業を始め、毎月企業からの申請を受ける。法律サービスを希望する企業は、韓国知識財産保護院ウェブサイト(http://www.koipa.re.kr)に掲載(2月29日予定)されるお知らせを参考できる。

特許庁長職務代理は「今年から韓国知識財産センターの機能を強化して 40 か国に進出する韓国企業向け知財権に関わる悩み相談や法律サービスの支援を拡大していく」とし、「今後も韓国企業が海外進出する過程で知財権紛争に巻き込まれることがないよう最善を尽くす」と述べた。

海外知識財産センターの電話番号や法律サービス支援事業の申し込み方法など詳細については、韓国知識財産保護院ウェブサイトで確認できる。

3-4 韓国特許庁、オンライン上で流通される海外模倣品取締りに参加する企業を募 集

韓国特許庁 (2024.2.28.)

2023 年にはオンライン上の模倣品 16 万件を遮断、約 4,000 億ウォンの被害を防ぐ成果 を上げ

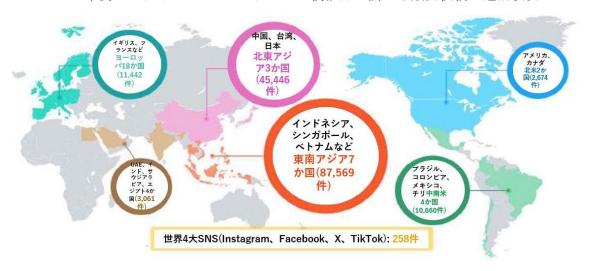
韓国特許庁は、2月28日水曜日から3月15日金曜日まで、海外での模倣品流通を防止するためにオンライン上で販売される模倣品の取締り活動に参加する企業を募集すると発表した。

最近、K-POP など世界的に広まっている韓流ブームから韓国製品が人気を博しているにつれ、K (韓国) -ブランドの模倣品被害が相次いでいる中、今回の事業を通じてオンライン上の模倣品取締りにさらに有効に対応できると期待される。

特許庁の韓国知識財産保護院は昨年、オンライン上の模倣品による被害届を 207 件受け付けた。38 か国 (77 の電子商取引プラットフォーム) および 4 種類の SNS (インスタグ

ラム、フェイスブック、X、TikTok) で流通されている模倣品の販売投稿約 16 万件 (36 社、52 のブランド、製品 376 点) を遮断して約 4,000 億ウォンの経済被害を予防する成果を上げた。

<2023 年度オンライン上の K-ブランドの模倣品に関わる販売投稿の遮断状況>



今年は、①オンライン上で流出される模倣品の遮断に向けた韓国の輸出企業への支援拡大、②海外直接購入(個人輸入)の際に起こり得る模倣品被害の予防や支援拡大など、K-ブランドの模倣品被害への支援をさらに強化する方針だ。

①「オンライン上の海外模倣品の遮断支援事業」では、中国、東南アジア、アメリカ、ヨーロッパ、中南米など世界 114 か国で運営されている 1,604 のプラットフォームを対象に模倣品のモニタリングおよび遮断に関わる活動を今年は 250 件と拡大※して支援する。 ※オンライン上の海外模倣品の遮断支援件数: (2023 年) 207 件→ (2024 年) 250 件

海外プラットフォームで模倣品による被害を受けた企業が支援対象となり、事業参加への申し込みの際には自社のニーズに応じて、模倣品をモニタリングする人工知能(AI)および専門人材などを保有する専門企業※をリストから選ぶことができる。

※専門企業(6 社): React, Lifang Argus, MarqVision, IPSPACE, Wegofair, faikerz

②海外プラットフォーム上で自社の模倣品が流通されているかどうか判断が難しい場合は、「オンライン模倣品流通の事前診断サービス」を利用してネット上で出回っている模倣品の現状調査を無料で受けることができる。

事前診断の結果、模倣品流通による被害が深刻な企業が「オンライン上の海外模倣品の遮 断支援事業」に参加を申し込み、より専門的かつ体系的な支援を受けることができる。 今年からは支援の範囲を従前の中国・東南アジアからアメリカなどのプラットフォームにまで拡大し、最近、模倣品による被害が相次ぎ問題になっている、海外直接購入(個人輸入)サービスを提供するプラットフォームのアリーエクスプレスに関わる件は別途申請を受けて支援する方針だ。

この支援事業は、韓国内で事業者登録をしており、支援事業の対象国で活用できる知的財産権を保有する韓国企業であれば申請できる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「コロナ禍以降、模倣品の流通がオンライン上で急増している」とし、「今後もオンライン上で発生する K-ブランドの模倣品被害への対応を、輸出企業を中心に拡大していく」と述べた。

オンライン上の模倣品被害への対応支援事業に関する詳細は、海外 K-ブランド保護ポータル (https://www.ip-navi.or.kr/kbrands) に掲載されており、特許庁 (電話:042-481-5278) や韓国知識財産保護院 (電話:02-6196-2051) に問い合わせできる。

## デザイン (意匠)、商標動向

4-1 特許庁商標警察、ソウル開催の MLB 開幕戦を控えて模倣品流通組織の取締活動 強化へ

韓国特許庁(2024.2.22.)

模倣品販売業者7人が商標法違反の疑いで書類送致、模倣品4万4,000点は押収

韓国特許庁の商標特別司法警察(以下、「商標警察」)は、ソウル市東大門・崇礼門周辺の衣類卸売店(7店舗)を集中取締り(2024年2月6日~7日)、MLB(メジャーリーグベースボール)の模倣品を販売した A 氏など卸売業者 7 人を商標法違反の疑いで書類送致したと発表した。

今回の集中取締りは、プロ野球キム・ハソン、大谷翔平選手が参加するソウル高尺スカイドームで開かれる「2024 年 MLB 開幕戦(サンディエゴ・パドレス対ロサンゼルス・ドジャース、3月20日~21日)」への関心が高まっている中、MLBの模倣品が多く流通されていることを受けて今年頭から先制的な取締り活動として行われてきた。

商標警察によると、A氏(61歳、男性)など卸売業者は東大門市場(2か所)や崇礼門市場(5か所)に拠点を置き、MLBの商標などを入れたジャージや靴下などの模倣品を全国

に流通した疑いがある。

商標警察は今回の集中取締りを行い、MLBの6のチームの商標(ロサンゼルス・ドジャース、ニューヨーク・ヤンキースなど)が使用された計44,341点、真正品価格1億5,000万ウォン相当の模倣品を押収した。

とりわけ、東大門市場にある店舗5か所は隣接しているため、一つ目の店舗を取り締まると、その間残りの店舗で模倣品を隠しやすく構図になっていたが、全ての店舗に対し夜間に押収令状を同時に執行して抜けや漏れのない取締りを行うことができた。

これまで店舗の場合、陳列棚にある少量の模倣品を押収することが多かったが、今回は模倣品の流通を事前に遮断するため、大量の模倣品を販売する業者を把握した上で押収令状を執行することで、陣列品以外にも倉庫に保管されている多くの模倣品を押収することができた。

特許庁の商標特別司法警察課長は「開幕戦が始まる前にすでに多くの模倣品が流通されていることを把握しておいた」とし、「特許庁は MLB 真正品の販売業者だけではなく、多くの野球ファンが模倣品による被害を受けることがないよう、開幕戦が終わるまで模倣品販売業者に対する取締りを強化していく」と述べた。

MLB の模倣品が流通された証拠などを確保した消費者は、知的財産侵害ワンストップ申告相談センター(電話:1666-6464)に通報できる。

#### その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話: +82-2-3210-0195/FAX: +82-2-739-4658、e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・ 採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知的財産チーム